

令和5年第6回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和5年6月2日（金曜日） 14時00分～16時22分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 松尾 孫重 3番 山田 美之 4番 河野 周一
5番 吉良 勝彦 6番 波戸崎 孝 7番 矢野 弥平 8番 谷川 亨宏
9番 小野 隆壽 10番 小野 美智子 11番 竹中 裕子 12番 高畠 千恵美
13番 塩月 吉伸 14番 三又 勝弘 16番 田原 俊秀 17番 冨田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯3区 安藤 博 佐伯5区 笠村 由喜
佐伯7区 池田幸利 弥生1区 荒木 廣樹 弥生2区市原 洋一

事務局：事務局長 橘 公展 副主幹 東木原 一義 副主幹 天野 仁 主事 小野 颯月

農政課：総括主幹 河合 和政 主事 木本 匠

議事日程

(1) 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について

(3) 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農政課）

②利用権設定の推進について（お願い）（農政課）

③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農政課）

④非農地証明願について

⑤非農地通知について

⑥令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況

その他事務の実施状況の公表について

事

（局長）

それではただいまから令和5年、第6回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日欠席委員はおりません。

全員出席です。

本日の会議出席者は16名です。

よって農業委員会議規則第6条により会議が成立したことを報告します。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進員に出席をお願いしております。

なお、推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項にて、各推進に関係する案件のみとされておりますので、改めてお知らせをいたします。

なお権限移譲前の案件で、事業計画と変更が生じればで

大分県知事許可案件が生じますが、今回はそういった案件はございませんので、大分県知事許可案件はございません。

それでは会長ご挨拶のほどお願いします。

(会長)

はい。

皆さんこんにちは。

本日は足元の悪い中に、第6回佐伯市農業委員会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

そしてまた、推進員さんもですね、関係する方々には出席いただきまして本当に、ありがたく思っております。

台風の方もですね心配されたんですけども、東の方にされたということ。

そして5月29日に大分県ももう梅雨入りというふうなことで、平年よりも6日早く、昨年に比べては13日早いと、というようなことで農家の皆さん方も予定が大幅に狂ったんじゃないかなあというふうに思っております。

我々も麦作の方もですね、やっと終わって雨に打たれたということでほっとしている状況なんですけども、これから水田の方のですね、準備にかかるわけなんですけども、これが日程が大きくずれ込むんじゃないかなこれ雨の関係でですね。

田んぼも思うように準備ができないんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど局長の方から説明がありましたようにトウガラシの栽培についてはですね、宮田委員さんに大変お世話になりました。

種子をですね育てていただきまして、関係する皆さんに、荒木推進委員もですね、ポットに入れる作業もいなめファームさんと一緒にやってくれたということでありありがとうございます。

それから5月26日に、野々河内の方ですね、蒲江の委員さん、それから推進委員さん、さらには、宇目の矢野弥平さんも行ってくれたということでありありがとうございます。

私と、副会長はですね、収穫で、なかなか足を運ぶことができずに大変申し訳なく思っております。

皆様に本当に感謝申し上げたいと思います。

それから、先ほど局長の方から話がありましたけども、全国の農業委員会の会長大会が、5月30日に東京文京区でございました。

全国から1800人近い農業委員の会長それから局長。

含めて集まってですね、国に向けて地域計画の策定により、持続可能な農業農村を作るための提案ということで、ここに詳しい冊子はあるんですけどもこれを皆さんに、全部というわけにはいきませんが抜粋して、また後日、お配りしたいなというふうに思っておるところでございます。

そしてまたこの大会終わった後、大分県選出の国会議員との意見交換会もございました。

国会議員の中で参加できなかったのが、吉良修司議員ですね、衆議院議員、この方だけが出席がかなわなかったと、あと全議員、参加をいただきました。

そして佐伯市からもこの意見交換会に対して、要望事項として、ファーマーズスクールに研修を受け、いざ、施設を作ろうという時にですね、今は非常に施設整備、建設費用というのが膨大になります。

そこで17年の償還期間。

これを20年にしてくれないかというふうな要望を、佐伯市としてはしております。

大分県下それぞれの市町村からですね、要望を出していただいてそれを、国会議員に意見交換の

席ですね、要望したというようなことで、結果としてその場で返答はいただけませんでしたけども、後日また返答していただけるということで、どういう結果になるのか楽しみにしているところでございます。

あとは報告事項としてはございませんけども、今日は案件としては、比較的少ないのかなというふうに思っておりますけども、円滑な推進ができればなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(局長)

はい。

ありがとうございます。

東京に行ったときに改めて宮協会長の人脈の深さを思い知らされたような結果でありまして、国会議員さんがみんな宮協会長のところに、それは強い人脈をお持ちでなんですねというふうに思っていて、見させてもらいました私も新しく議員になった方とかと一緒にお話をさせてもらってですね佐伯市の実情を訴えて、要望を出しようというような形で取り組みをしておりますので。皆さんにはまた報告をしたいと思っております。

それでは、農業委員会規則第4条により会長が議長になりますので会長に議事の進行の方をよろしくお願いします。

(会長)

はい。

それでは議事進行の方進めさせていただきたいと思えます。

それでは議事録の署名を4番、河野修一委員。

5番吉良勝彦委員にお願いします。

議事に入ります前に、事務局から議案の説明をお願いします。

(局長)

えーとですね議案、議案書の大変申し訳ないんですけども、議案書発送後にですね、三条申請において1件、取り下げがありました。

ですので、一部議案書の修正をお願いしたいと思っております。

皆さん議案書ですね、2ページをお開きください。

一番上段の農地法第三条の件数、これが8件になってると思えます。

これを7件に1件減らして7件に、その右側の畑の面積が1897平米になっているところを1274平米に、変更です。

さらにその右の計が2672平米になっているところを、2049。

2049に修正をお願いします。

これに伴いまして、その表の一番下の段ですね。

の件数が、12件から11件、12件から11件で、その右側の畑の面積が、3132平米㎡から2509から2509に、変更です。

さらにその右側の経費が、4601㎡から3978㎡に修正します。

4601が、3978に修正をします。

よろしいですかね。

この取り下げっていうのが、実際、申請地が云々ちゅうよりもその申請地の周辺がもう、草が相当繁茂しとって、うちの職員が現地に行けない現地確認ができんような状況なんですよ。

ですから、その申請を受け付けるとか受け付けるんじゃないんですけどその現地に行けるような状況になってもう1回申請をしてくれっちゅうことで、両買受人売り渡しに両方とも納得して、その作業が終わったら、農業委員さんたちがちゃんと見に行けるような状況にしてみろうて、申請を改めてお願いしますということで、納得済みで、取り下げっちゅうような処置をさしてもらっております。

それでは改めてですね、本日の案件についての読み上げをします。

農地法第三条。

件数は7件、他が775平米、畑が1274平米、合計2049平米。

農地法第四条件数は2件、田が575平米、畑はありません。

合計575平米、農地法第五条件数は2件、田が119平米畑が1235平米合計1354平米。

総数の合計件数が11件。

合計面積が田が1469平米、畑が2509平米、総合計面積が3978平米。

以上、提案をいたします。

どうぞご審議のほどよろしく申し上げます。

(会長)

はい。

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問がございませんか。

はい。

ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは、議案第17号、農地法第三条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

それでは3ページの三条の一番から、本日担当推進員が欠席のため、事務局より説明と推進の意見も併せてお願いいたします。

(小野)

住宅地図の冊子1ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人とご夫妻、孫の4人で行うとのことです。

農地取得は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は38.01アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

担当の推進委員からは特に問題ありませんとの意見が届いております。

事務局から説明を、説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

意見がないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして関連がありますので、三条の2番、3番について一括して審議いたします。

事務局の説明の後、井上推進委員さんからの意見ををお願いします。

欠席ですか。

じゃあじゃあ推進さんの意見もあわせて説明をお願いします。

(小野)

住宅地図の冊子2ページをご覧ください。

関連がありますので、三条2・3を一括して説明させていただきます。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農用地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行っているとのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は18.7214アールとなります。

今後農業を行う申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

す。担当推進委員の方から特に問題ありませんと意見が届いております。

事務局との事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明と担当推進さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の2番、3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしの声、意見、声がありましたので取りまとめたいと思います。

それでは三条の2番3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の5番についてです。

本件は担当推進員が申請者となっておりますので、議事算用案件となります。

事務局の説明の後、現地確認を行った3番、山田美之委員から意見ををお願いします。

(小野)

住宅地図の冊子、3ページをご覧ください。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農用地です。

譲受人は自己所有地及び借入地で、果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機が所有しております。

農業は、譲受人1人で行っていることです。

農地は一筆全体に農業用倉庫が建てられています。

取得後の耕作面積は74.023アールとなります。

今後、農業用倉庫として利用するとのことなので、申請の申請農地周辺地域への農業上の表は予想されないと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい、じゃあ山田美之委員、お願いします。

(山田委員)

はい。

特に問題ございませんでした。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そしてまた、現地確認を行った山田農業委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは、三条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして、三条の6番についてです。

本日担当推進委員さんが欠席のため、事務局より説明と推進委員さんの意見も併せてお願いいたします。

(小野)

住宅地図の冊子4ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

農地経営に必要な、農機具を所有しています。

農業は、譲受人と妻の2人で行う予定です。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は2.47アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

担当の推進から問題ないと思われるとのことです。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の7番について審議いたします。

事務局の説明あと、笠村推進委員さんからの意見をお願いします。

(小野)

住宅地図の冊子5ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農用地です。

譲受人は自己所有地で米を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人とご夫妻の3人で行う予定です。

農地取得後は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は61.71アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はいそれでは笠村推進委員さんお願いします。

(笠村推進委員)

特段問題はないと思われまます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進員さんからも問題なしとの意見がございました。

それでは三条の7番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

(局長)

若干報告します。

現地確認した時にですね、果たしてここ本当米できるかなつちゅうふうなところがありました。

改めて事務局の方に再確認をしてもらったところを、米で水も何とかなつて米を作るちゅうような強い意志がありましたので、あえてもう今、そこまで言うんであればうちがそれを否定するようなこともありませんので、米というような形で今ご提案をさせてもらっております。

以上です。

(会長)

何かご意見ございませんか。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは三条の7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして、三条の8番について審議いたします。

事務局の説明の後、笠村推進委員さんからの意見をお願いします。

(小野)

住宅地図の冊子、6ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人1人で行う予定です。

農地取得や、後は果樹や野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は8.23アールとなります。

今後、農業を行うので、農地周辺地域への農業上の姿勢表は予想されないと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして笠村推進委員さんお願いします。

(笠村推進委員)

はい。

ここもかなり厳しい草刈から木を切らなきゃいけないとは思いますが、

特段問題はないと思われま

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも問題ないとの意見がございました。

それでは3条の8番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ございますか。

ありませんか。

よろしいですか。

(局長)

ここについてもですねこの写真は、多分我々現地確認農業委員さん、山田委員と小野委員が行ったときよりも前の写真だと思います。

そのあと、この周辺に近づけるような状況であったので、除草をしてですね、この周辺部はもっと綺麗になっております。

せっかく写真を撮ってきたんですけど、なんでその写真がないのかなというのは若干疑問はあるん

ですけれどももうちょっと状況はよくなっているというところであります。

以上です。

(会長)

はい。

今山田委員がちょっと手を挙げかかったからですね。

ちょっと待ってたんですが、皆さん意見ないですか。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは3条8番について。

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第三条の7件の審議を終わります。

続きまして5ページの、議案第18号、農地法4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

まず四条の一番についてですが、事務局の説明の後、安藤推進員さんの意見をお願いいたします。

(東木原)

はい。

四条の一番について説明いたします。

お配りしている地図の7ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の田です。

貸駐車場用地としての用途による申請です。

申請地は、耕作するには小さくて利用しづらいため、申請地の道路を挟んで斜め向かいの公民館の駐車場として、無料で利用して欲しいと考えました。

なお、区長からは、区長さんからは、事前に了解を得ているとのことです。

また、申請地は令和3年2月8日付で、農用地区域内農地から除外農振除外されております。

申請地では、集落用5台分の駐車場を設けます。

造成工事は1.5メートルの盛土を行いますが、ドアを設置するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水は自然浸透します。

城村水利組合から、農地転用に伴う措置等について協議が整い、特に問題ない旨の意見書が添付されております。

許可基準は、運用通知第2、1、(1)、完了(イ)第二種農地の許可要件、申請可に関わる農地に代えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして安藤推進委員さんお願いします。

(安藤推進委員)

はい。

この件につきましては、道路向かいの国交省の空き地があるんですが、地区の総会、それから盆踊り、グランドゴルフ大会等に利用するときには駐車場が非常に少なく、あちこちに停めてくるような形になっております。

本人が地区の方による今までお世話になったということで、自分の土地を提供して駐車場として利用をして欲しいということなので、特に問題ないと思われま。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進員さんからも特に問題ないとの意見がございました。

それでは四条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

四条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可とします。

続きまして四条の2番についてですが、事務局の説明の後、池田推進委員さんの意見をお願いいたします。

(東木原)

はい。

四条の2番について説明いたします。

お配りしてる地図の8ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の田です。

農地造成としての用途による申請です。

申請地は、隣接する土地、河川岸、水路、道路よりの高さより低いため、同じ高さまでかさ上げを行い、畑として利用する計画です。

造成後は、式見を作付する計画です。

申請地では0.8メートルから1.0メートルのかさ上げを行いますが、隣接する土地、河川岸、水路道路に対しては、同じ高さで盛土を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと。

思われます。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

それでは続きまして池田推進委員さん、お願いします。

(池田推進委員)

特に問題はありません。

ということでお願いします。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは、四条の2番について、これより意見等求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

四条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで、許可とします。

以上で農地法第4条の2件の審議を終わります。

続きまして6ページの議案第19号農地法第五条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

まず、五条の一番についてですが、事務局の説明の後、荒木推進委員さんの意見をお願いいたします。

(東木原)

はい。

五条の一番について説明いたします。

地図の9ページをご覧ください。

申請地は、土地改良事業が行われた第1種農地の畑です。

建売住宅としての用途による申請です。

譲受人が建売住宅3棟として利用する計画です。

申請地では、木造平屋建て、建築面積102.68平方メートルの住宅を3棟建築します。

造成工事は盛土を行いますが、ブロック積みの擁壁を設けるため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、汚水処理、及び生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は雨水とともに道路側溝に放流します。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2、1、(1)の(2)のCの(イ)。

第1種農地の許可基準の例外規定住宅その他申請に係るの土地の周辺の地域において居住するもの、日常生活上、日常性生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして荒木推進委員さんお願いします。

(荒木推進委員)

はい。

特に問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ありませんか。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

五条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可とします。

続きまして、五条の2番についてですが、事務局の説明の後、市原推進委員さんの意見をお願いいたします。

(東木原)

はい。

五条の2番について説明いたします。

地図の10ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の田です。

事務所及び駐車場としての用途による申請です。

貸し人の子である借任は、自身が業務とする行政書士事務所を現在自宅に設置していますが、今回の申請により、申請地に移転新設する。

計画です。

申請地では、軽量鉄骨造り平屋建て、建築面積9.9㎡の事務所を設計建築し、残りのスペースは駐車場約2台分として利用します。

造成工事は整地転圧、砂利敷きのみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、汚水処理生活排水は集落排水処理施設に接続し、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2、1、(1)の(イ)第二種農地の許可要件、申請に係る土地に代えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に、該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして市原推進委員さんお願いします。

(市原推進委員)

特に問題はないと思われま。

(局長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないですね。

特に意見がないようでございますので取りまとめたいと思います。

五条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

以上で、農地法第五条の2件の審議を終わります。

それでは、今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第17号、農地法第三条の7件、議案第18号、農地法第4条の2件、及び議案第19号農地法第五条の2件につきましては、許可したいと思います。

それではここで一旦休憩といたします。

三時でいいですか。

はい。

それでは15時に再開いたします。

推進委員さんはまだあと関係のある人だけで、ある方はお残りいただきたいと思いますが、あとはもう、いいですね。

はい。

お帰りいただいて結構です。

それでは再開したいと思います。

ただいまよりその他の議案、農用地利用集積計画案についてを議題といたします。

それでは、農政課、説明をお願いします。

(農政課)

お世話なっております。

農政課の野口です。

前回の定例会でお願いいたしておりました、利用権の新規掘り起こしと再設定について、取りまとめいただいたものを、農地利用集積計画案として作成いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

今回の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、全90件となっております。

お手元の、農地利用集積計画案をご確認ください。

表紙裏、一覧表をご覧ください。

契約期間ごとの合計を読み上げます。

契約期間3年のものが2筆で2625平方メートル。

契約期間5年のものが58筆で4万6877平方メートル。

すいません。

4万6877平方メートル。

契約期間10年のものが7筆で5767平方メートル。

契約期間20年のものが22筆で1万7337平方メートル。

また、先ほど事務局より説明のありました、所有権移転につきましては、一筆、2309平方メートルとなります。

これらを合計いたしまして、全90筆で7万4915平方メートルとなります。

なお、各契約の詳細につきましては、次のページ以降に掲載をいたしておりますので、ご確認のほどよろしくお願ひいたします。

また、利用権の設定等を受けるものが公社となっておりますものにつきましては、農地中間管理事業としておりますので、後程農用地利用促進計画案にてご説明がございます。

以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積計画案について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

ございませんか。

はい。

それではただいまより、農用地利用集積計画案についてを取りまとめたいと思います。

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして利用権設定の推進についてお願ひということで、農政課、説明お願ひします。

(農政課)

ありがとうございました。

また、利用権設定の推進について、毎月、満期が到来する利用権の再設定の推進、また新規の掘り起こしをお願ひいたしております。

満期到来処分につきましては、該当する浸水深の方へリストをお渡しいたしておりますので、相談等がありました際は、ご助言のほどよろしくお願ひいたします。

また、今回の利用権設定の提出締め切りは6月15日とさせていただきます。

書類の提出につきましては、農政課または各振興局となりますのでご助言のほどよろしくお願ひいたします。

なお、設定用紙が必要な場合は届をいたしますので、ご連絡をいただきますようお願いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

(会長)

はい。

今月の締め切りは6月15日木曜日になっておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、農用地利用集積計画集積等促進計画案について、農政課より説明をお願ひいたします。

(農政課)

はい。

農政課の矢野です。

よろしくお願ひいたします。

座って説明させていただきます。

お手元の農用地利用集積等促進計画、(案)に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますので、ご覧ください。

今月の案件は、令和5年8月1日開始分の87件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの。

契約更新で、登記地目田58筆4万6877平米、契約期間10年のもの、新規で登記地目田6筆。

4283平米、契約更新で、登記地目田、一筆、1484平米。

契約期間20年のもの、新規で登記地目田18筆、1万5473平米。

登記地目田4筆、1864平米以上合計87筆、面積が6万8117平米となっております。

詳細につきましては、農用地貸し付け調書を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積等促進計画案についての説明がございました。

どなたか意見等ございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

ありませんか。

はい。

ないようですので取りまとめたいと思います。

農政課より提出された農用地利用集積等促進計画案について特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで農地利用集積等促進計画についての意見は特になしということとします。

続きまして非農地証明願についてを審議いたします。

一番についてですが、本日担当推進員が欠席のため、事務局説明と推進委員の意見をも合わせてお願ひいたします。

(天野)

はいそれでは非農地証明願の説明をいたします。

今回3件出ております。

それでは非農地証明願が一番の説明をします。

申請地の調査は5月19日に担当区の山田推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は、佐伯市字下小谷の一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、全所有者が、昭和53年に五条許可を受けて、物置を建築しておりましたが、昭和63年に大分県が道路拡張のため一部改修したため、この土地を更地にして、住宅地の一部として利用しております。

今回、売買をするにあたり、当時、地目変更登記がされておらず、畑であることが判明したための申請になります。

現況は、スクリーンに映し出している通り、コンクリートが舗装され、よりこの土地を農地に復元するのは、経済的損失を考慮すれば困難な状況であります。

よって本申請地は、非農地証明証発行基準要領第2の5に該当します。

なお、地元推進委員さんからは特に問題なしとの意見書をいただいております。

審議のほどよろしく申し上げます。

(会長)

はい。

ただいま事務局より、一番の非農地証明願の説明及び担当推進員さんから、特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思いますが、とかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして、2番について続いてですが、事務局の説明の後、松本推進委員さんからの意見をお願いいたします。

(天野)

はい。

それでは非農地証明願2番の説明をします。

申請地の調査は5月18日に担当区の松本推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は佐伯市白坪の4筆です。

申請地の土地の表示申請人等は、議案書の通りです。

本申請地は、全所有者が、昭和45年に、農地法の知識がなかったため、住宅を建築し、住居用地として利用しております。

今回、現所有者が売買目的のため、地目を確認したところ、農地であることが判明したための申請になります。

現況は、スクリーンに映し出している通りの状況で、20年以上経過しており、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば、困難な状況であると思われます。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。

審議のほどよろしく申し上げます。

(会長)

はい。

続きまして松本推進委員さんお願いします。

(松本推進委員)

はい。

この物件は特に問題ないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

ただいま事務局より、2番の非農地証明願の説明及び推進委員さんからの、特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして、3番についてですが、事務局の説明の後、笠村推進委員さんからの意見をお願いいたします。

(天野)

はいそれでは非農地証明願3番の説明をします。

申請地の調査は5月18日に担当区の笠村推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は、佐伯市大字戸穴一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は、議案書の通りです。

本申請地は、昭和32年に、227の一番に住宅を建築した際の進入路として利用され、20年以上が経過し、現在に至っております。

今回、この土地を贈与するにあたり、この土地が、畑であることが判明したための申請になります。

現況は、スクリーンに映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば、困難な状況であると思われます。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。

審議のほどよろしくお願いします。

(会長)

はい。

続きまして笠村推進委員さんお願いします。

(笠村推進委員)

はい。

別に問題はないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

ただいま事務局より3番の非農地証明願の説明及び推進委員さんから、特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

非農地証明願の3件につきましては、承認したいと思います。

続きまして、非農地通知について事務局より説明をお願いいたします。

(天野)

はいそれでは非農地通知書の発送について説明をします。

皆さんお手持ちだと思います。非農地通知大字別一覧表というのを配っていると思いますが、今回非農地通知を出すのはこの佐伯市の堅田、青山、池田。

1枚。

非農地通知大字一覧表というのをお手元にお配りしていると思います。

ありませんか。

それ。

一覧表の土地について、非農地通知を出す予定にしております。

今回の非農地通知についてはお配りしている一覧表でご確認いただければと。

思います。

この非農地通知書における非農地判断については、令和3年の4月1日付けに経営、第3505号農林水産省経営局、農地政策課長通知で、3人以上の農業委員、推進員で利用状況調査をした場合には、その結果に基づき、非農地判断ができることとされております。

佐伯市では現在3人以上での利用状況調査を行っておりませんので、今回も前回八戸地区と同様にですね、非農地通知を発送するにあたっての、総務地区の非農地になり得る農地を抜粋し、写真を撮ってきております。

よってこの写真を委員全員に見ていただくことで、3人以上での調査確認に変えさせていただき、非農地判断の根拠とさせてもらいたいと思います。

これからそれぞれの地区の抜粋した、9筆の、一番の写真を順にお見せしますので、ご覧ください。

今映し出しているのが、大字長良宇山の632番の1です。

写真を撮った方向については数字を打って、地図に数字をうっておりますので、ご覧、確認していただきたいと思います。

これが宇山632の一番です。

はい。

それでは、次にですね、大字堅田、石内地区の1890の一番ですね。

これについても、写真の撮った方向と①②と載せておりますので、ご確認いただければと思います。

次に大字青山山口区の写真であります。

これも円形を1枚と3をとっておりますのでご確認ください。

次に大字青山の谷川区ですね、谷川区の1660の一番、これも1、3枚ですね、写真を撮っております。

ここはもう竹林ですね。

なっております。

次に黒沢大字青山の黒沢ですね。

黒沢の3587番の1。

これも3ヶ所から123と写真を撮っております。

もう全く問題ないような非農地だと。

思われます。

次にこれも大字青山黒沢区の、3946番です。

この土地についても、非農地として問題ないと思います。

次、これが大字長谷ですね。岸河内30524-1ですね。

ええ。

その電柱が立っているところの、あすこの周りです。

ここも特に非農地として問題ないと思われます。

次が大字長谷の上城区。

高速に行くところの道路の左側の竹やぶになります。

5966の一番です。

これも123と3方向から、写真を撮っておりますので、ご確認ください。

次が大字池田の上久部、ここは県営住宅の道向かいになります。

もうほとんど山林化しており、農地の跡形もないような形でございます。

2番に写真を撮っております。

これ以上で写真撮影の紹介を終わりたいと思います。

これを見ていただいて、承認いただければと思いますのでよろしく申し上げます。

はい。

(会長)

ただいま事務局より非農地通知の説明がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

意見ございますか。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして令和4年度農業委員会の、農地利用の最適化の推進の状況、その他、事務の実施状況の公表についてです。

事務局から説明をお願いします。

(局長)

はい。

それではですね皆さんお手元にですねこの4枚ぐらいでやいたやつがあるかと思うんですけど。

いいですかね。

資料これです。

お手元にこれです。

4枚ぐらいつづつたような4枚5枚ぐらい綴ったやつなんですけど、いいですか。

見らんで私の話を聞いてください。

要はどげん、どういうことをいえるかっていうたら農業委員会が活動する時、何を活動せんといけんのかちゅう話です。

三つあります。

1個は農地を、担い手、認定農業者とかそういった人に集積をしましょうよちゅうか、のが大きな仕事の一つ。

2こめ遊休農地を解消しましょうっていうのが2個目で3個目は、新規就農者に対して支援をしましょうちゅう、それが大きな活動の三つです。

で、まず集積。佐伯市の中で農地は、農家台帳、農地の台帳から言うたら、約3000ヘクタールあります。

だけど、国がびしゃっというる農地やなちゅうやつは大体1800ヘクタール。

農用地とおんなじぐらいの面積1800ヘクタールあります。

去年はなんぼを集積しとったかっつたら、約500、ぐらいですねこん中で数字があるんですけども。

550ぐらいで集積率がですね、30%ぐらいあつたんですよ。

1年間かけてどんだけ増えたかって言ったら、それが600ぐらい、600ヘクタールぐらいになって、増減としては10ヘクタールぐらい。

その担い手に集積されたちゅうことで、32.7%集積率です。

で、佐伯市の目標は、おっとどっこい90%が目標になって、じゃけん要は担い手ちゅうのはどういう人かちゅうたら認定農業者と認定新規就農者とか、それとか集落営農法人とかそういったところ、そういう人たちが、そういう人たちが9割農地を占めるちゅうのが目標になってますで、佐伯市はそれに対して32%の現状であります。

ですから、もっと頑張れ頑張れちゅうような話なんですけど、なかなか田んぼにしてもみんな支えていってる部分が担い手だけで本当に支えて水路の維持管理ができるのかというのは大いに疑問なところはありますけども。

要は目標がそこにありますので今は、大体1800あるうちの600ぐらいが担い手に集積されておりますよちゅうような話です。

まずそれが1個、それが今年の実績として4年度の実績の一つ。

あともう一つは遊休農地、これまた佐伯市は飛び抜けて遊休農地が多い。

これは事務局がアホなのか何かよくわからんのやけど。

線の引き方が悪いのか。

多いところは、佐伯、臼杵、津久見、国東、杵築、みんな海岸ベタ、みかんっていう感じで、軒並みそういうところに遊休農地がたくさんあります。

もう一步県をまたがれば延岡市こないだ視察に行きましたけど、遊休農地ゼロです。

0、1個もないそうです。

だけど俺たちが通るときに、ねえことねえのになあって思いながら見る時にどういう線を引くかちゅうことは大事なやなちゅうふうにして。

延岡市を私は通っております。

長ただ佐伯市はさっき言った通り、去年が 341 ヘクタールで、今年がですね、何と 224 ヘクタールと 100 ぐらい減ったちゅうんです。

何で減ったんだろうかっていうな話でこれは一体何か決まった皆さんの利用状況調査推進委員さんとか農業委員さんがする利用状況調査の結果によって、赤と緑と黄色んやつがなんぼあるかちゅうのを数字にしとるだけの話であります。

ですから、去年の説明で私が黄色は、赤にやれって言いました。

要は緑と黄色が白に行くんか良い方になるんか。

もう悪い方が赤にいつてしまうかどっちかなんですよ。

緑と黄色が減るちゅうことは、もうびしゃっと開墾されて後に戻るんかそれとも、あかん方いつてしもうて、もう死んでしまった農地なのかどっちかせんと減らないんですよ。

で、減ったのが減ったんだけど多分これ多分、もうあかん方におしあつたようなことやと思ひます。

それで、100 ヘクタールぐらい減ってます。

そげんことかちゅうような話なんですけどね。

ただ本来守るべきところっていうところをやっぱきちんと守っていかなといけんちゅうことは大事な話でこの遊休農地がなんぼあるとか何もねえとかいうよりも、やっぱ要はその前、家の前の田んぼちゅうか通路の前の田んぼはやっぱきちんと守るべきところだろうちゅうところは、やっぱ守っていかなといけんのかなちゅうふうにしてます。

ただ、これが今度海べたに行ったときに、なかなか難しい海べたんところの菊とかそのいちごを作るところはわかりやすいんやけど、樹園地をどこ守るんかどういすりゃいいんかちゅうところは非常に難しい。

だからやっぱ、トウガラシとかそういう話が次々出てくるのかなというふうにしてます。

それが二つ目の遊休農地の解消の話で、三つ目が新規就農者をなるだけ支援しようということですね、昨年度、波戸崎農業委員さんの方をお願いして、大分のコンパルホールで就農相談に一緒に行ってもらいました。

適任の農業委員さんだと思つて実際自分もファーマーズスクールを経験されて、認定新規就農者が認定農業者になつてるといふことで、大変有意義な面接ちゅうか対応していただいたといふことで、そういった取り組みもしていますつていふような形で、実績として上げさせていただいております。

全体としたらですね、農業委員会の委員さんたちの活動日記を書いてもらうじゃないですか。

月に 10 日間ちゅうやつが月ですよ、年じゃないんで月で、月に 10 日間ちゅうのが目標で上半期の時に、9 月末ん時に平均が 4.5 日や。

ぐらいですね、もう事務局が岡田総括がねじ込んでねじ込んで4、5日ぐらいやったで、よその町やったら10日間とかいうところが平気であります。

だけど4、5日ぐらいあったけど、こないだ年度末に皆さんに振り込んだはずですよ。

あれ全部で450万ぐらい来てるんですよ。

恐ろしいお金が来てるんですよ。

もつともつと日誌が出ればもつと来るんですよもう恐ろしいなと思いつつながら、要はもう分母は国が予算を用意してます。

だからそういうよそが10日間でうちが3日間だったら3分の1しかこん。よそが平均が3日間でうちが10日間やったらうちがもう相当いっぱい来るような話です。

何もしてねえのに日誌を書くのは販促だけど、ちゃんとしとるのに日記を書かんかったら、それはもうもったいないちゅう話ですので、是非とも少々のことであっても日記は、ぜひ書いていただきたいと思っております。

で、これ今までの実績の関係でありますけれども今後のことについては、もう先ほどから人農地プランというような話でやるんですけども、要は皆さんの住んでる、隣近所の農地を10年後に誰が作るかちゅうのを決めましょうちゅうのは地域計画です。

10年後ですよ10年後。

そう。

田原さんの10年後、隣近所の田んぼ誰が作るかちゅうのを決めてれちゅうたら多分、空間近くんじゃろ。

それんところはいいと思います。

だけど私宇目の隣のところであいだ茂さんちゅう人がおるんやけど、今もう60なんぼやけど、10年後やったら70、5・6歳になるんか、今70歳の人が10年後で80歳になったら誰に名前書くんじゃろうかって。

そういう名前を一筆一筆つけなさいちゅうやつが、今、国から言われてる農業委員会がせんといけん地域計画の、元を作りなさいちゅうのはそういうことです。

だから多分かけんかけんちゅうやつがいっぱい出てくると思うんですけど、そういった仕事をしてくださいって言われてます。

そのためには今、とりあえず今誰が作りよるかちゅうやつを、まずはえに落としていかんといけんそれから10年後は重要な話になりますので、それが令和5年度の5年度6年度で2年間で佐伯全域の農地の10年後を誰が作るかちゅう地図を作りなさいって言われてますので、次期農業委員さんを含めて推進委員さんにはぜひお力添えをお願いしたいと思っております。

アンケートを入りはりこんでやっていこうと思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

(会長)

質疑等ありませんか。

はい。

ないということなどで取りまとめたいと思います。

それでは令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表について。

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで承認したいと思います。

これにて、すべての議案が終了いたしました。

それでは、閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

これをもちまして、令和5年第6回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆様お疲れ様でした。

(17時22分閉会)